（その１）

収　支　報　告　書

令和7年分
（　年　月　日開催分）

1　政治団体の名称（ふりがな）たけひとかい
竹仁会

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－１－１ 参議院議員会館４０６号室

3　代表者の氏名　竹詰　仁

4　会計責任者の氏名　井上　徹

事務担当者の氏名　井上　徹

（電話）03-6550-0406

（電話）

（電話）

受付
8.02
収支公開室

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	■ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
■ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
■ 有
□ 無
公職の種類　参議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名　竹詰　仁

国会議員関係政治団体の区分
■ 政治資金規正法第19条の７第１項第1号に係る国会議員関係政治団体
■ 政治資金規正法第19条の７第１項第2号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第3号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等(１人目)　竹詰　仁
公職の種類等　参議院議員(現職)
公職の候補者の氏名等(２人目)
公職の種類等
公職の候補者の氏名等(３人目)
公職の種類等

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

103530

（その２）

１　収支の総括表

収　入　総　額				1	9	9	0	0	1	5	1
	（前年からの繰越額）				9	4	0	9	0	6	4
	（本年の収入額）			1	0	4	9	1	0	8	7
支　出　総　額					9	2	4	1	5	7	7
翌年への繰越額				1	0	6	5	8	5	7	4

２　収入項目別金額の内訳

（1）個人の負担する党費又は会費							
金　額							0
員　数							0人

（2）寄　附														
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額													備　考
(ｱ) 個人からの寄附					9	3	6	9	7	0	7			
（うち特定寄附）					9	1	3	9	7	0	7 ~~0~~			
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附											0			
(ｳ) 政治団体からの寄附					1	1	1	1	9	7	0			
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)				1	0	4	8	1	6	7	7			
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）											0			
イ　政党匿名寄附											0			
合　計　（ア ＋ イ）				1	0	4	8	1	6	7	7			

（その6）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			

（その7）

（7） 寄附の内訳														寄附者の区分	1.個人		
行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	（特）竹詰　仁 ~~竹詰　仁~~		9	1 3 9	7 0 7	R7/11/21	東京都世田谷区北烏山１－５５－２７	国会議員	
2	東　敬雄			3 0	0 0 0	R7/5/9	東京都新宿区北新宿１－１０－１１	会社員	
3	宮村　千春			2 0 0	0 0 0	R7/9/29	東京都東久留米市前沢２－４－６	無職	
この頁の小計			9	3 6 9	7 0 7				
その他の寄附					0				
合　計			9	3 6 9	7 0 7				

（その7）

（7） 寄附の内訳

寄附者の区分	3.政治団体

行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	友愛協会	911,970	R7/12/19	東京都江東区豊洲４－１１－３０－３０１	川合　孝典	
2	組織内議員を支援し政策実現を推進する会	2,000,000	R7/12/24	東京都中央区新川１－２３－４　Ｉ・Ｓリバーサイドビル４Ｆ	綱島　和彦	

この頁の小計	1,911,970
その他の寄附	0
合計	1,911,970

（その13）
3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	0	
(4)　事務所費	1,018,700	
小計	1,018,700	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	0	
(2)　選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	9,139,707	
(6)　その他の経費	0	
小計	9,139,707	
合計	9,241,577	

（その14）

(2) 経常経費　（人件費を除く。）　の内訳					項目別区分　4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）			年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	政治資金監査代			8,790	R7/2/17	山元俊一税理士事務所	東京都豊島区西池袋２－２６－５	
2	税理士報酬の税金支払い			10,210	R7/4/17	麹町税務署	東京都千代田区九段南１－１－１５ 九段第2合同庁舎 地下１階	
この頁の小計				100,000				
その他の支出				1,870				
合計				101,870				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　8.寄附・交付金　（寄附）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	寄附	9,139,707	R7/12/1	電力総連政治活動委員会	東京都港区三田２－７－１３TDS三田3階	
この頁の小計		9,139,707				
その他の支出		0				
合計		9,139,707				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	■	
イ　建　　物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金　　銭　　信　　託	□	■	
キ　有　　価　　証　　券	□	■	
ク　出　　資　　に　　よ　　る　　権　　利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

■　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

■　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年2月25日

政治団体の名称　　竹仁会

会計責任者の氏名　　井上　徹

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

政治資金監査報告書

令和８年２月23日

竹　　仁　　会
代表　竹詰　仁　殿

登録政治資金監査人 山元俊一 印
登　録　番　号　　第5965号
研修修了年月日　　令和4年10月28日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、竹仁会の令和7年の法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿等について、支出に関する政治資金監査を行った。なお、これらの書類を以下「会計帳簿等の関係書類」という。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、竹仁会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると山元俊一が判断したため、私の属する山元俊一税理士事務所の主たる事務所（東京都豊島区西池袋2－26－5）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿等の関係書類が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿に支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

竹仁会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、竹仁会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以上